

指名停止措置について

令和4年3月1日
砺波市企画総務部財政課

1 指名停止業者名及び住所

株式会社カワノ（代表取締役 吉川良一）
富山市牛島本町2丁目3-23

2 指名停止期間

令和4年3月1日～令和4年4月30日（2か月）

3 指名停止の範囲

施設の維持管理の業務、物品の購入

4 事実の概要

（株）カワノは、同社取締役が石川県能美市発注の「災害緊急用備品購入（ダンボールベッド）」の一般競争入札1件と、「災害緊急用備品購入（レトルト食品）」、「災害緊急用備品購入（コッペパン）」ならびに「災害緊急用備品購入（ゼリー）」の随意契約（オープンカウンター方式）3件において、同市職員と共謀の上、官製談合防止法違反と公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕されたもの。

5 措置の理由

砺波市建設工事等指名停止要領第3条第1項別表第2第15号に該当するものである。

【砺波市建設工事等指名停止要領（抜粋）】

（指名停止）

第3条 有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより情状に応じて期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。

別表第2 贈賄及び不正行為等に対する措置基準

| 措置要件 | 期間 |
|---|--------------------------|
| （15） 県外の工事等に関し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで控訴を提起されたとき。 | 逮捕又は控訴を知った日から2箇月以上24箇月以下 |